

リアルの教室

①	授業の教材として資料（著作物含む）の配布	(1) 紙で配布する場合 35条1項及び47条の10により複製及び譲渡を適法に行いうる  (2) 不特定又は多数にメール等で送信する場合 原則許諾が必要と考えられる
②	授業の中で演奏	38条1項により営利を目的としない演奏を適法に行いうる
③	自宅学習（宿題など）用に資料（著作物含む）を配布	(1) 紙で配布する場合 35条1項及び47条の10により複製及び譲渡を適法に行いうる  ※「授業の過程」を超える範囲での資料の配布である場合はこれらの規定が適用されないことに注意が必要  (2) 不特定又は多数にメール等で送信する場合 原則許諾が必要と考えられる
④	資料（著作物含む）の保管【紙で保管】	学校等の「授業の過程」で利用する目的で著作物を複製して保存する行為は35条1項により適法に行いうる

※いずれの場合も、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は原則許諾が必要と考えられる。

遠隔授業（合同同時中継授業）

※教員がいる会場に生徒がいる場合

⑤	授業の教材として資料（著作物含む）の配布	(1) 紙で配布する場合 (例えば、他方の会場の先生にメールで送信し、その先生が紙で配布する場合) 35条1項及び47条の10により複製及び譲渡を適法に行いうる  (2) 不特定又は多数にメール等で送信する場合 35条2項により公衆送信を適法に行いうる
⑥	授業の中で演奏	35条2項及び38条1項により営利を目的としない演奏を適法に行いうる
⑦	自宅学習（宿題など）用に資料（著作物含む）を配布	(1) 紙で配布する場合 (例えば、他方の会場の先生に資料をメールで送信し、その先生が紙で配布する場合) 35条1項及び47条の10により複製及び譲渡を適法に行いうる  (2) 不特定又は多数にメール等で送信する場合 35条2項により公衆送信を適法に行いうる  ※(1)と(2)は「授業の過程」を超える範囲での資料の配布である場合これらの規定が適用されないことに注意が必要
⑧	資料（著作物含む）の保管【サーバーに保管】	遠隔地で当該授業を受ける者のための資料のサーバーへの保管（アップロード）に係る複製及び公衆送信は、35条1項及び2項により適法に行いうる ※「授業の過程」を超える範囲での資料の保管である場合はこれらの規定が適用されないことに注意が必要

※いずれの場合も、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は原則許諾が必要と考えられる。

遠隔授業（合同同時中継授業以外）

※教員がいる会場に生徒がいない場合（生徒は受信側のみ）

⑨	授業の教材として資料（著作物含む）の配布	(1) 送信先の装置が特定少数の場合 （例えば、他方の会場の先生にメールで送信し、その先生が紙で配布する場合） 35条1項及び47条の10により複製及び譲渡を適法に行いうる  (2) 送信先の装置が不特定又は多数の場合 原則許諾が必要と考えられる
⑩	授業の中で演奏	(1) 送信先の装置が特定少数の場合 38条1項により営利を目的としていない演奏を適法に行いうる  (2) 送信先の装置が不特定又は多数の場合 原則許諾が必要と考えられる
⑪	自宅学習（宿題など）用に資料（著作物含む）を配布	(1) 送信先の装置が特定少数の場合 （例えば、他方の会場の先生にメールで送信し、その先生が紙で配布する場合） 35条1項及び47条の10により複製及び譲渡を適法に行いうる  ※「授業の過程」を超える範囲での資料の配布である場合これらの規定が適用されないことに注意が必要  (2) 送信先の装置が不特定又は多数の場合 原則許諾が必要と考えられる

※いずれの場合も、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は原則許諾が必要と考えられる。

《参考：著作権法第35条》

（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。